

「公衆浴場における混浴制限年齢の引下げ」

とは？



意見募集期間：

令和5年11月22日から令和5年12月21日まで

Q どんな内容なの？

国では、令和2年12月10日に「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げました。

こうした背景を踏まえ、松本市においても公衆浴場における男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げる条例改正を検討しています。

(引き下げる時期は、県内で統一した対応を図ることから、長野県及び長野市と調整します。)

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

松本市では、公衆浴場における衛生及び風紀の維持を図るため、公衆浴場法に基づき「松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例」により営業者が講ずべき基準を定めています。この基準の中で混浴制限年齢を規定しています。

- ・引下げにより、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちが望まない混浴を回避することができます。
- ・子どもが公衆浴場の共同浴場を利用する場合、公衆浴場の営業者が、年齢の確認を行い、利用する浴場を指定されることがあります。

ご意見
お待ちしております！

